

改正

昭和62年3月本部訓令第5号
昭和62年5月本部訓令第16号
平成2年6月本部訓令第4号
平成4年7月本部訓令第12号
平成5年3月本部訓令第4号
平成6年12月本部訓令第24号
平成9年3月本部訓令第2号
平成9年5月本部訓令第5号
平成10年1月本部訓令第2号
平成12年3月本部訓令第9号
平成12年8月本部訓令第16号
平成13年3月本部訓令第7号
平成14年3月本部訓令第8号
平成15年2月本部訓令第6号
平成15年9月本部訓令第24号
平成17年3月本部訓令第12号
平成19年3月本部訓令第7号
平成20年3月本部訓令第6号
平成21年12月本部訓令第17号
平成22年3月本部訓令第4号
平成23年3月本部訓令第6号
平成26年3月本部訓令第14号
平成27年2月本部訓令第1号
令和2年3月19日本部訓令第5号
令和2年12月22日本部訓令第18号
令和3年8月25日本部訓令第19号

青森県警察職員等旅費取扱規程を次のように定める。

青森県警察職員等旅費取扱規程

(目的)

第1条 この訓令は、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号。以下「条例」という。）に基づく旅費の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行取消等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、次の各号によるものとする。

- (1) 鉄道、船舶、航空機若しくは自動車又は宿泊施設を利用するために支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の3分の1に相当する額を超えることができない。
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次の各号によるものとする。ただし、

その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する額）を差し引いた額

（旅行命令の委任）

第4条 条例第4条第1項の規定により、任命権者は、別表第1中に掲げる旅行者に対する旅行命令の権限を、同表中の委任を受けた職員の欄に掲げる者に委任する。

（旅行命令簿等の記載事項及び様式）

第5条 条例第4条第7項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 旅行命令・依頼簿 別記様式第1号

(2) 旅行命令簿内訳書 別記様式第1号の2

(3) 旅行命令・依頼簿（公用車による旅行用）（甲） 別記様式第2号

(4) 旅行命令・依頼簿（公用車による旅行用）（乙） 別記様式第2号の2

(5) 旅行命令簿 別記様式第3号

(6) 日額旅行命令簿（船舶職員等用） 別記様式第4号

（旅行命令の変更の申請）

第6条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定による旅行命令の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を旅行命令権者に提出しなければならない。

（路程の計算）

第7条 条例第7条に規定する旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

（日額旅費）

第8条 条例第24条に規定する日額旅費は、警察用船舶に乗り組む船員たる職員（以下「船舶職員」という。）が、水上警察活動のため当該船舶に乗船して旅行した場合に支給するものとする。

2 前項の場合において、支給する日額旅費は、食卓料及び航海旅行雑費とし、次の各号によるものとする。

(1) 食卓料は、乗船した日から下船した日までの期間について別表第2に掲げる額を支給する。ただし、警察用船舶における通常の食事の時間に乗船していない場合がある日については、別表第2に掲げる額から当該船舶に乗船していない場合1回につき当該定額の3分の1を控除した額（10円未満の端数が生じたときは、8円以上は10円に切り上げ、3円以上8円未満は5円とし、3円未満は切り捨てた額）を支給することができる。

(2) 前号の食卓料について必要があると認める場合には、同号に規定する食卓料の額の範囲内において現物をもって支給することができる。

(3) 航海旅行雑費は、基地港（警察用船舶が係留される港をいう。以下同じ。）出発の日から入港の日まで別表第2に掲げる額を支給する。

(4) 船舶職員以外の職員が、水上警察活動のため警察用船舶に乗船して旅行した場合には、前3号の規定により食卓料及び航海旅行雑費を支給することができる。

3 日額旅費は、月の1日から末日までの期間に係る分を取りまとめ、翌月に支給する。

(旅行依頼の委任)

第9条 条例第30条の11第1項及び第2項の規定により、県の機関は、別表第3中に掲げる旅行者に対する旅行依頼の権限を、同表中の委任を受けた職員の欄に掲げる者に委任する。

(旅費の調整)

第10条 条例第31条第1項の規定に基づく旅費の調整は、次の各号によるものとする。

- (1) 県費から通勤手当の支給を受けている職員が旅行した場合において、通勤及び旅行の経路及び方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃又は車賃は、支給しない。
- (2) 徒歩により又は道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車、公用車（公用の原動機付自転車を含む。以下同じ。）、公用船若しくは公用の航空機を利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は、支給しない。
- (3) 公用の宿泊施設等を利用して旅行した場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。この場合において、夕食代及び朝食代については、それぞれ食卓料の2分の1に相当する額を上限とし、その実費額の証明が得られない場合には、1食につき食卓料の2分の1に相当する額を当該実費額とみなすものとする。
- (4) 旅行中における疾病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、警察共済組合等から療養の給付又はこれに類するものを受ける場合には、当該療養中の宿泊料及び旅行雑費の2分の1に相当する額を減給する。
- (5) 赴任を命ぜられた日の翌日から6月以内に住所又は居所を移転しない職員に対しては、移転料及び着後手当は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりその期間内に移転し難いことにつき、あらかじめ旅行命令権者の承認を得た者にあつては、この限りでない。
- (6) 旅行者が、当該旅行について支給される旅費のうち、当該旅費の支出又は支払いをする者以外の者から支給を受ける旅費がある場合には、当該旅費の支出又は支払いをする者以外の者から支給を受ける旅費に相当する部分の旅費額を控除した額を支給する。
- (7) 鉄道警察隊員の列車警乗のための同一県内旅行（出発地、帰着地及びすべての目的地が同一都道府県内にある旅行又はすべての目的地が勤務公署の存する都道府県内にある旅行をいう。以下同じ。）については、公用車を利用した場合における旅費と同額を支給する。
- (8) 公用の航空機を利用した場合における旅行については、滞空時間に係る路程はないものとみなし、当該航空機を利用した同一県内旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、旅行雑費は、支給しない。
- (9) 青森県総務部人事課が管理する研修施設（以下「青森県自治研修所」という。）において実施される研修を受けるための旅行（研修期間中の旅行以外の旅行を除く。）をした場合には、宿泊料（青森県自治研修所に宿泊した場合の宿泊料に限る。）及び旅行雑費（同一県内旅行以外の旅行の場合にあつては、青森県自治研修所に到着した日の旅行雑費及び青森県自治研修所を出発した日の旅行雑費を除く。）は、支給しない。
- (10) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道における高速道路交通警察隊員の公用車を利用した同一県内旅行以外の旅行について、当該旅行の目的地が警察法（昭和29年法律第162号）第66条第2項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条の3第2項第1号の規定に基づき、平成25年11月8日付けで青森県公安委員会と秋田県公安委員会が締結した「高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定」第1条又は令和2年12月8日付けで青森県公安委員会と岩手県公安委員会が締結した「高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線等における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定」第1条に定める協定区域である場合には、条例第20条第2項又は第3項の規定により旅行雑費を支給する。
- (11) 同一県内旅行以外の旅行において、目的地が出发地及び帰着地と同一都道府県にある場合には、当該目的地に係る旅行（1日につき出发地又は帰着地と当該目的地及び当該目的地以外の目的地の区間において行われる旅行並びに当該目的地と当該目的地以外の目的地の区間において行われる旅行を除く。）は、条例第20条第2項又は第3項の規定により旅行雑費を支給する。

(12) 公用の携帯電話又はそれと同等の性能を有する公用の通信機器を貸与された職員及び勤務公署又は警察本部庁舎に着信課金サービスによる無料の通信手段を確保できる職員が旅行する場合（職員が赴任する場合を除く。）には、旅行雑費から200円を控除する。

（旅費の支給の特例）

第11条 公用車を利用した旅行（宿泊を伴うものを除く。）の旅費は、月の1日から末日までの期間に係る分を取りまとめ、翌月に支給する。

附 則

- 1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の規定は、施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成17年本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県警察職員等旅費取扱規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正前の青森県警察職員等旅費取扱規程により調製した旅行命令簿等の用紙で現に残っているものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県警察職員等旅費取扱規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正前の青森県警察職員等旅費取扱規程により調整した旅行命令・依頼簿（公用車による旅行用）（甲）及び旅行命令・依頼簿（公用車による旅行用）（乙）の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成21年本部訓令第17号）

- 1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県警察職員等旅費取扱規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成22年本部訓令第4号抄）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県警察職員等旅費取扱規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成26年本部訓令第14号）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県警察職員等旅費取扱規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成27年本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県警察職員等旅費取扱規程は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年12月12日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（令和3年8月25日本部訓令第19号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

委任を受けた職員		旅行者
警察本部	部長（総務室長を含む。）	部（総務室を含む。）に置く分課の課長・隊長・所長
	機動捜査隊長、交通規制課長、運転免許課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長	所属職員（所属長を除く。）
	総務事務推進課長	総務事務推進課が庶務の調整及び整理に関する事務を所掌する所属の職員（所属長を除く。）
	警察学校長	警察学校長を除く職員及び学生
警察署長		警察署長以下の職員

別表第2（第8条関係）

食卓料 （1日につき）	航海旅行雑費 （1日につき）
1,060円	600円

別表第3（第9条関係）

委任を受けた職員		旅行者
警察本部	課長、隊長及び所長	職員以外の者
警察署長		

別記様式第1号（第5条関係）

旅 行 命 令 簿
依 頼

				番号						
				所属						
命令 (依頼) 年 月 日										
区分	職名又は職業		職務	氏名		住所又は居所				
1										
2										
3										
用務						旅行期間	年 月 日 } 年 月 日 } 日 日 泊			
年度	支出科目				出発地	()				
区分	概算額	精算額	返納(追加)額	受領者記名	精算年月日	精算確認者記名	泊			
1	円	円	円		年 月 日		() 泊			
2					年 月 日		() 泊			
3					年 月 日		() 泊			
合計	円	円	円				() 泊			
備考				算出額	1		2			
				加減額			3			
(旅費額計算欄)										
月 日	出発地	経由地	到着地	鉄 道 貨			車 貨		その他 (G)	摘 要
				路程	運 賃 (C)	急行料金 (D)	定 額 (E)	実費額 (F)		
/				キロメートル	円	円	キロメートル	円	円	
/										
/										
/										
/										
区分	計(A+B+C+D+E+F+G)		宿泊料(A)	旅行雑費(B)						
1・2・3	円	夜	円	日	円		キロメートル	円	円	
2・3							円			
3										

別記様式第1号の2 (第5条関係)

旅行命令簿内訳書

No. _____

職名	職務	氏名	住所又は居	概算額	精算額	返納(追給)額	受領者名	精算年月日	精算者名	備考
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		
								年 月 日		

別記様式第2号(第5条関係)

旅行命令・依頼簿 (公用車による旅行用) (甲)

職 名		職 務	氏 名			住 所 又 は 居 所		年 度	支出科目 (目コード)		
旅 費 総 額			円			受領者記名					
旅行日	用 務	用務地	路 程	旅行雑費	備 考	旅 行 命 令					
						命 令 日					
			キロメートル	円		月 日					
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								
			キロメートル								

別記様式第2号の2 (第5条関係)

旅行命令・依頼簿 (公用車による旅行用) (乙)

旅行日	用務	用務地	路 程	旅行雑費	備 考	旅 行 命 令			
						命 令 月 日			
			キロメートル	円		月 日			
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						
			キロメートル						

注 1 旅行命令 (依頼) 簿と複写することができる。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

旅 行 命 令 簿

		番号			
		所屬			
命令年月日					
年 月 日					
職名又は職業		職務		氏 名	
住所又は居所					
旅行区間		旅行期間		用 務	
から		年 月 日		日 泊	
まで		年 月 日			
年 度	支 出 科 目 (目コード)		節	備 考	
			旅 費		
概 算 額	精 算 額	追 給 (返 納) 額		受領者記名	精算確認者記名
区 分	職 員	扶 養 親 族 移 転 料			摘 要
		1 2 歳 以 上	6 歳 以 上 1 2 歳 未 満	6 歳 未 満	
		人	人	人	計
出 発 地					
到 着 地					
鉄 道	路 程	キロメートル			
	運 賃	円			円
	急行料金	円			円
陸 路	路 程	キロメートル			
		円			円
	実費額	円			円
水 路	路 程	キロメートル			
	運 賃	円			円
その他		円			円
宿 泊 料		円			円
旅 行 雑 費		円			円
着 後 手 当		円			円
移 転 料		円			円
計	A	円			B 円
合 計 (A+B)					円

別記様式第4号 (第5条関係)

